

平成 18 年度 補助事業の 評価結果

1. 評価手法

「補助事業に関する業務執行規程」及び「補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則」に基づき、事業実績報告書等により、「事業実施主体の事業実施状況」、「事業効果」及び「業務執行状況」について評価（自己評価）を行った。

（総事業数：95、総事業実施主体数：364）

	畜産	野菜	砂糖	蚕糸	合計
事業数	71	3	16	5	95
事業実施主体数	274	49	27	14	364

2. 評価結果

(1) 事業実施主体の事業実施状況

機構が承認した事業実施目的及び計画に沿った事業の遂行状況の評価を行った結果、下記の4事業について、事業の遂行内容に改善を要する事項があった。その他の事業については、事業実施計画等に即して適切に遂行されていた。

○ 改善を要する事項がみられた事業とその対応

	事業名	事業内容	改善を要する事項	対応
1	中堅外食事業者資金融通円滑化事業 ((社)日本フードサービス協会)	造成された基金を活用することにより、牛海綿状脳症(BSE)や高病原性鳥インフルエンザにより経営に影響を受けた外食事業者が運営資金の融資を受けるための債務保証を行う。	19年度以降も継続する基金事業について見直しを行った結果、左記事業について今後の使用が見込まれない部分があることが判明した。	新たな債務保証が認められないことから、平成18年度末残高から保証残高等を除いた金額を機構に返納させることとしている。
2	酪農ヘルパー事業円滑化対策事業 ((社)酪農ヘルパー全国協会)	造成された基金を活用することにより、酪農ヘルパー事業の普及・啓発等を実施する。	19年度以降も継続する基金事業について見直しを行った結果、左記事業について今後の使用が見込まれない部分があることが判明した。	当該基金事業のこれまでの実績及び今後の見通しを踏まえ、使用が見込まれない部分の金額を、機構に返納させることとしている。

事業名	事業内容	改善を要する事項	対応
3 食肉処理販売等緊急特別対策事業 (（社）中央畜産会)	造成された基金を活用することにより、牛海綿状脳症（BSE）の患畜が確認されたことに伴い経済的影響を受けた食肉処理業、食肉販売業等に対して運転資金の貸付けを行う融資機関への利子補給を行う。	19年度以降も継続する基金事業について見直しを行った結果、左記事業について今後の使用が見込まれない部分があることが判明した。	当該基金事業は平成19年度に必要な補助金を交付した後、同基金を閉鎖し、残高を機構に返納させることとしている。
4 家畜防疫互助基金造成等支援事業 (（社）全国家畜畜産物衛生指導協会)	高原病性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した場合、互助金の交付により、生産者等が発生時の経済的損失を互助補償する仕組みを支援する。	大阪府における事業実施団体である（社）大阪府畜産会が実施するワクチン接種の互助金が、家畜保健衛生所職員の不当な行為により、目的外に使用されていた事実が判明した。	大阪府及び（社）大阪府畜産会に対し厳重に注意するとともに、連携して実態究明することを指示した。目的外に使用された金額が確定した際には、速やかに諸手続を行い当該金額を返還させるとともに、改めて文書をもって厳重注意を行い、再発防止策を講じるよう指導することとした。

(2) 事業効果

施設整備事業については、施設整備の完了後3年を経過した年の翌年度に、費用対効果分析の結果及びその要因分析結果をもって評価（事後評価）することとしている。本年度は、平成15年度に施設整備を完了した事業について、各事業実施主体で事後評価の作業が鋭意進められているところであり、次回委員会において報告することとする。

施設整備以外の事業については、事業目的及び事業計画に基づく代表的な事業の実施効果や「目標設定・評価」手法を導入した事業の実施結果について評価することとしている。

① 代表的な事業についての事業の実施効果

	事業名 (事業実施主体)	事業目的 及び事業内容	事業計画 及び実施結果	事業の実施効果
1	学校給食用牛乳 供給事業 (乳業者、生産者 等で構成する組 織であって、理事 長が適当と認め る団体)	安全で品質の高 い国内産の牛乳を 学校給食用に供給 することを推進す るため、その供給 の合理化、消費量 の維持拡大・定着 に必要な経費を補 助する。	学校給食用牛乳の 供給業者の衛生管理 の強化、へき地校等 への輸送費掛増しの 軽減による学校給食 用牛乳の安定的な需 要の確保、牛乳に関 する正しい知識の普 及及び地域酪農・乳 業に対する理解の醸 成等を通じた学校給 食用牛乳の維持・拡 大等を実施した。	左記事業を全国的に取り 組んだ結果、飲用乳の消費 が全体で4年連続減少する という極めて厳しい状況の 中、学校給食用牛乳供給数 量は前年並みとなった。 (参考) 供給数量 H17年度 386 百万 キロリットル H18年度 387 百万 キロリットル
2	生乳需要構造改 革事業 ((社) 中央酪農 会議)	輸入品との一 定の競争力を有 するチーズ、液状 乳製品及び発酵 乳に仕向けられ る国産生乳の需 要拡大を図るた め、これらの用途 向けの生乳の供 給数量が拡大し た場合に奨励金 を交付する。	液状乳製品、発酵 乳製品及びナチュ ラルチーズ向け生乳の 供給を拡大する計画 を作成し、計画に基 づく販売が行われ た。販売実績のうち、 基準数量 (93 万ト) から拡大した分に増 加実績奨励金、前年 度の取引数量を超え た分に新規拡大奨励 金をそれぞれ交付し た。	液状乳製品、発酵乳製品 及びナチュラルチ ーズ向け生乳の増加実績奨励金の交 付対象数量は 60 万ト、新規 拡大奨励金の交付対象数量 は 7 万トとなり、前年度に 比べ、当該事業の対象とな る乳製品向けの生乳取引数 量の拡大が図られた。 (参考) 生乳取引数量 H17年度 146 万ト H18年度 153 万ト
3	畜産環境緊急特 別対策事業 (畜産 環境整備リース 事業) ((財) 畜産環境 整備機構)	防水シート等を 利用した簡易な措 置により家畜排せ つ物法管理基準に 適合した農家に対 する家畜排せつ物 処理施設の整備を 図るため、事業実 施主体がたい肥化 施設、浄化処理施 設等をリースする のに必要な機械施 設の購入費の 1/2 を助成する。	農家等からの申請 に基づき、たい肥化 施設、浄化処理施 設等のリースを行っ た。 (参考) 簡易な措置により家 畜排せつ物法管理基 準に適合した農家数 5,978 戸 当該農家が管理基準 適合農家全体に占め る割合 10.0% (平成 18 年 12 月 1 日現在)	本事業により、簡易な措 置により家畜排せつ物法管 理基準に適合している農家 等が、さらに恒久的な処理 施設に転換していくことが できた。 (参考) 1/2 補助付きリース事業に よる整備実績 H17年度 799 戸、1,222 台 (機械) H18年度 915 戸、1,400 台 (機械)

	事業名 (事業実施主体)	事業目的 及び事業内容	事業計画 及び実施結果	事業の実施効果
4	酪農ヘルパー利用拡大推進事業 ((社) 酪農ヘルパー全国協会)	周年拘束性が強い酪農経営における労働負担の軽減及び休日の確保を図り、ゆとりある酪農経営を実現するため、酪農ヘルパーの利用拡大の総合的な推進、新規就農及び経営継承の促進を図るための事業を実施する。	酪農ヘルパーの利用日数の増加実績に応じた利用料金の軽減、研修等を通じたヘルパー要員の確保・養成、傷病時のヘルパー利用料金の軽減、新規就農希望者及び経営継承希望者等の情報収集等を実施した。	利用実態調査結果をみると、昨年度に比べ、酪農ヘルパーの利用日数が増加しており、酪農ヘルパーの普及・定着は着実に図られつつある。 (参考) 酪農ヘルパーの利用日数 H17年度 16.67日/戸 H18年度 17.17日/戸
5	飼料増産受託システム確立対策事業 (全国の区域を地区とする農業協同組合連合会、(社) 日本草地畜産種子協会)	飼料生産に係る作業の効率化・低コスト化及び労働負担の軽減を促進するため、コントラクター(飼料生産受託組織)の育成・強化を図るための事業を実施する。	コントラクターが行う飼料収穫作業等の受託面積に応じた補助金の交付、全国協議会連絡会議の開催、コントラクターに関する情報の収集・提供、コントラクター養成・研修等を実施した。	コントラクターの組織数、受託面積(飼料収穫作業)はともに増加傾向を示すとともに、コントラクターの育成が着実に図られつつある。 (参考) コントラクターの組織数 H15年度 317組織 H16年度 400組織 H17年度 437組織 コントラクターの受託面積 H15年度 89,546ha H16年度 89,674ha H17年度 97,752ha
6	地域肉用牛振興対策事業 ((社) 中央畜産会、(社) 家畜改良事業団、(社) 全国肉用牛振興基金協会等)	肉用牛生産基盤の安定化を図るため、繁殖経営への新規参入の促進、優良な育種資源の確保・利用等と併せ、地域の創意工夫を生かした肉用牛の振興を図るための取組等の事業を実施する。	新規参入のための牛舎等の整備、優良繁殖雌牛等の導入、生産性向上に資する器具機材等の整備、肉用牛ヘルパーの推進等を実施した。	優良繁殖雌牛等の導入頭数については、昨年度に比べて増加しており、地域の肉用牛振興は着実に図られつつある。 (参考) 優良繁殖雌牛等の導入頭数 H17年度 約12,800頭 H18年度 約17,100頭

	事業名 (事業実施主体)	事業目的 及び事業内容	事業計画 及び実施結果	事業の実施効果
7	畜産副産物需給安定体制整備事業(肉骨粉適正処分緊急対策) ((社) 日本畜産副産物協会)	と畜残さの適正処分等を図るため、畜産副産物のレンダリング処理及び肉骨粉等を適正に焼却処分する事業を実施する。	畜産副産物のレンダリング処理に要する経費及び肉骨粉等を焼却処分するのに必要な経費を助成した。	製造された肉骨粉等については、全て焼却(H18年度139千トン)することにより、円滑な畜産副産物の処理を図ることができた。
8	野菜構造改革促進特別対策事業 (熊本県野菜価格安定法人)	輸入野菜の増加に伴い、国内野菜産地が厳しい状況に置かれる中、全ての野菜を対象に、野菜産地の構造改革を加速・促進するため、産地で先行的かつ集団的に行われる取組(新たな技術の導入等)に対して、都道府県野菜価格安定法人を通じて助成する。 なお、熊本県野菜価格安定法人のほか、20の野菜価格安定法人で事業が実施された。	生産体制の改革につながる代表的な活動事例として、野菜栽培施設への防虫ネットの導入に対する補助を行った。(トマトハウス内のセイヨウオオマルハナバチの飛散防止対策に併せて網目を0.3mmまたは0.4mmにすることで黄化葉巻病を持ち込むコナジラミ等の侵入を抑制することができた。)	左記の事業の実施により、農薬散布回数の減少と秀品率の向上が図られた。 (参考) 熊本県農事組合法人八協連：トマト 農薬散布回数(回) H17年度 35回 H18年度 34回(1回減) 秀品率 H17年度 40% H18年度 46%(6%増)
9	さとうきび増産プロジェクト基本事業 ((社) 鹿児島県糖業振興協会、(社) 沖縄県糖業振興協会)	「さとうきび増産プロジェクト基本方針」に基づき、地域ごとに策定されるさとうきび増産のための計画の達成に向けた各種の取組を支援する。	さとうきび増産地域計画に基づき、機械化の推進等の経営基盤の強化のための取組、地力増進等の生産基盤の強化のための取組、栽培技術の普及など生産技術対策のための取組に対して支援した。	株出管理機等の機械を導入すること等により、労働時間の短縮やさとうきびの増収に繋がることができた。 ○機械の導入による労働時間の短縮(手作業との比較による機械1台当たりの削減時間) 株出管理機 33時間/10a 株揃機 11時間/10a ○株出管理作業での増収効果(栽培試験データ) ・萌芽率 25%増加 ・原料茎数 11%増加 ・原料茎重 8%増加

	事業名 (事業実施主体)	事業目的 及び事業内容	事業計画 及び実施結果	事業の実施効果
10	砂糖消費拡大推進事業 (社)糖業協会	砂糖の消費拡大を図るため、消費者の砂糖に対する誤解を払拭するとともに、砂糖の新たな価値を含む効用の理解に向けた各種の普及・啓発事業を行う。	情報交換会の開催や地域におけるオピニオンリーダーの育成を行うとともに、パンフレット等の作成・配布、小学生から高校生を対象とした作文コンクールやシンポジウムの開催、製菓業界とのタイアップによるお菓子博士検定クイズ等を行った。	砂糖の理解度(砂糖に関する設問の正解率)を量るアンケート調査結果(H17年:70.3%→H18年:76.5%)等からみて、消費者の砂糖に対する誤解の払拭、砂糖の効用を含む消費者への砂糖の正しい知識の普及が一層図られた。
11	蚕糸業経営安定対策事業 (全国農業協同組合連合会等)	取引指導繭価(1,518円/kg)の実現を図り、良質繭・良質生糸の生産拡大を通じて養蚕農家の手取りの向上と製糸業の経営安定に資するため、繭の品質に応じた補給金の交付を行う。	繭の需要者(基準繭価以上での繭代を支払う製糸業者等)に原料繭を供給する養蚕農家が直接又は間接の構成員の全部又は一部となっている全国農業協同組合連合会等に対し、契約生産への誘導を図りつつ繭の品質に応じた一定額の補給金を交付した。	繭品質の向上に積極的に取り組む養蚕農家に対し、品質に応じた補給金を交付したことにより、繭代が1,900円/kg以上となる良質繭の生産割合については、ほぼ昨年度並みの水準を維持することができた。 ○繭代1,900円/kg以上の生産割合 H16年度 43.6% H17年度 64.3% H18年度 63.9%

(注) 1. 1～7は畜産業振興事業等、8は野菜農業振興事業、9～10は砂糖生産振興事業、11は蚕糸業振興事業である。
2. 「事業効果」は、「事業実績報告書」等による。

② 「目標設定・評価」手法を導入した事業の実施結果

平成18年度から、施設整備事業以外の事業の採択に当たり、研修等の知識・技術の習得のための事業内容及び普及・啓発のための事業内容について、達成すべき成果目標に係る具体的数値目標を設定する「目標設定・評価」手法を新たに導入したところであり、その実施結果は以下のとおりである。

「目標設定・評価」手法を導入した全ての事業について、実績値が目標値を上回っているところである。

しかしながら、目標値の内容をみると、7の砂糖消費拡大推進事業については、砂糖に関する誤解の払拭や砂糖の効用に関する20問の設問を目標値の測定に係るアンケートに盛り込んでいるのに対し、1～6の事業については、事業実施主体が設定した目標が「参考となった」、「満足した」、「知っている」等の抽象的内容となっていた。

今後は、より具体的に事業効果を把握できる指標を設定し、目標値の達成に向けた「取組計画」が明確になるよう指導したい。

	事業名	事業実施主体	達成すべき成果目標	目標値	実績値
1	国産生乳需要基盤確保対策事業	(社)日本酪農乳業協会	メディア向けセミナーを実施。牛乳乳製品に関する最新の研究成果・トピックについて、メディア関係者の関心の向上と正しい知識の普及。	アンケートを実施し、「大変参考になった・参考になった」が7割以上	96%
2	国産牛肉市場開拓緊急対策事業	(社)中央畜産会	生産者を対象に研修会を実施。乳用種肉用牛のほ育から肥育・出荷に至る飼養管理・衛生管理について知識の普及。	アンケートを実施し、「理解できた」が7割以上	78%
3	畜産環境緊急特別対策事業	(財)畜産環境整備機構	農家指導を行う指導担当者を対象に講習会を実施。家畜排せつ物処理技術についての知識の普及。	アンケートを実施し、「満足した」が2/3以上	87%
4	食肉処理衛生管理向上等対策事業	(社)中央畜産会	食肉センター職員を対象にセミナーを実施。食肉処理工程における衛生向上についての知識の普及。	アンケートを実施し、「満足した」が2/3以上	81%

	事業名	事業実施主体	達成すべき成果目標	目標値	実績値
5	国産食肉等消費拡大総合対策事業	(財)日本食肉消費総合センター	消費者を対象にシンポジウムを実施。食肉の栄養とその働き等についての知識の普及。	アンケートを実施し、食肉に含まれる栄養素とその働きについて「知っている・少し知っている」が7割以上	85%
6	畜産副産物需給安定体制整備事業	(社)日本畜産副産物協会	セミナーを実施。畜産副産物製造業（副生物、原皮、レンダリング）の経営技術改善のための知識の普及。	アンケートを実施し、「理解できた・概ね理解できた」が7割以上	81%
7	砂糖消費拡大推進事業	(社)糖業協会	消費者を対象にセミナーを実施。砂糖に関する誤解の払拭、砂糖の効用についての参加者の認知度の向上。	アンケートを実施し、砂糖に関する設問（20問）の正解率を70%以上	72%

(参考1)

堆肥の生産施設を設置する事業と堆肥の流通を促進する事業との相互連携が効果的に行われている事例について

事業名	実施地区	実施年度	事業内容	効果
畜産環境整備 リース事業	熊本県 菊池地区 (菊池地域 農業協同組 合)	平成 9 年度～ 17 年度	個々の畜産農家 がたい肥舎や浄 化处理施設等を 設置するため、た い肥化施設等を リース	リース事業を利用してたい 肥舎等を設置した菊池地区の 畜産農家(約 50 戸)は、近隣 の畜産農家とともに、所属す る農協が整備したたい肥保管 庫やたい肥散布機等を利用す ることにより、生産したたい 肥を、管内及び隣接する阿蘇 地区や福岡県八女地区の耕種 農家に供給することが可能と なった。これにより、菊池地 区から耕種農家へ供給される たい肥の量は、モデル事業実 施前の約 4 千トンから実施後 には約 6.5 千トン(18 年度) と大幅に増加し、大量かつ広 域的なたい肥の利活用が図ら れている。
畜産環境特別 対策事業(モ デル事業)		平成 17 年度・ 18 年度	たい肥の流通を 促進するため、農 協によるたい肥 保管庫やたい肥 散布機等の整備 を通じて、耕畜連 携のモデル地区 を整備	

(参考2)

中期計画における補助事業等の構成	事業効果の評価事例
<p>1 畜産関係業務</p> <p>(3) 畜産に係る補助</p> <p>①学校給食用牛乳供給事業</p> <p>②主要な畜産物の流通の合理化のための処理、保管等の事業</p> <p>③畜産の経営又は技術の指導等の事業</p> <p>④肉用牛の生産の合理化のための事業</p> <p>⑤その他畜産の振興に資するための事業</p>	<p>⇒学校給食用牛乳供給事業</p> <p>⇒生乳需要構造改革事業</p> <p>⇒畜産環境緊急特別対策事業、酪農ヘルパー利用拡大推進事業、飼料増産受託システム確立対策事業</p> <p>⇒地域肉用牛振興対策事業</p> <p>⇒畜産副産物需給安定体制整備事業</p>
<p>2 野菜関係業務</p>	<p>⇒野菜構造改革促進特別対策事業</p>
<p>3 砂糖関係業務</p> <p>(2) 砂糖に係る補助</p> <p>①砂糖の生産・流通の合理化のための事業</p> <p>②甘味資源作物の生産・流通の合理化のための指導の事業</p> <p>③砂糖に対する理解の促進のための事業</p>	<p>—</p> <p>⇒さとうきび増産プロジェクト基金事業</p> <p>⇒砂糖消費拡大推進事業</p>
<p>4 蚕糸関係業務</p> <p>(2) 蚕糸に係る補助</p> <p>①繭糸の生産・流通の合理化のための事業</p>	<p>⇒蚕糸業経営安定対策事業</p>

(3) 業務執行状況

補助事業に係る各種事務手続きに要した日数等の状況について、「進行管理システム」に基づきチェックを行った。その結果、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認の通知を行うまでの期間、補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間をそれぞれ10業務日以内
に実施した割合は100%（総受理件数808件中、10業務日以内の実施件数808件）となっており、全体として事務手続きは適切に行われている。
（「進行管理表」は別紙のとおり。）

	平成18年度			平成17年度		
	申請等受 理件数	10日以 内件数	実施率 (%)	申請等受 理件数	10日以 内件数	実施率 (%)
畜産	658	658	100.0	847	847	100.0
野菜	57	57	100.0	33	33	100.0
砂糖	68	68	100.0	130	130	100.0
蚕糸	25	25	100.0	22	22	100.0
合計	808	808	100.0	1,032	1,032	100.0